

第1回 占用制度のあり方に関する専門部会
議事概要

日 時：令和8年3月17日（火） 15:00～16:45

場 所：中央合同庁舎2号館地下1階 第2会議室A（リモート同時開催）

出席委員：大串部会長、小幡委員、小島委員、三浦委員（以上現地）、吉澤委員（リモート）

- 議 事：1）占用制度の概要及び占用物件の維持管理に関する最近の動向について
2）占用物件の維持管理に関する道路管理者から占用者への対応について
3）占用制度のあり方に関する専門部会の進め方

【委員からの主な意見】

1）占用制度の概要及び占用物件の維持管理に関する最近の動向について

- ・ 道路管理者の立場からすると、電磁波レーダーでは地表2mの深さまでしか空洞を検知できない中で、道路占用者が管路に対し適切な点検を行い、その結果を的確に道路管理者に報告する仕組みを構築する方が、金額的にもリーズナブルであると考えられる。
- ・ 道路管理者は、地上部での目視による巡回は日常的に実施しているが、地下埋設物を日常的に確認することは非常に難しい。

2）占用物件の維持管理に関する道路管理者から占用者への対応について

《論点① 類似物件に対して対応を求める根拠の考え方》

- ・ 八潮市の陥没事故を受け、深い箇所の下水管で老朽化が進行していることを踏まえると、法制度の改正と同時並行で緊急点検を進めることが必要ではないか。類似物件は当然リスクを有するため、その類似物件に対し速やかに緊急点検を行うことが重要である。地上部からの路面下空洞調査に加えて、各下水道管理者が、管の内側から下水道管を点検し、その結果を道路管理者に報告することが必要ではないか。
- ・ 何に基づいて類似物件と判断するか判断基準を考えることも必要である。
- ・ 道路管理者としては、仮に占用事業者が点検等の行政指導に応じない場合であっても、道路の安全を確保することが重要である。その際、どのような占用物件が類似物件に相当するののかについては、道路管理者に質問が来ることが考えられる。たとえば、「昭和●年竣工の、地下●m・内径●mの水道管に損傷事例があるため、類似物件の点検を強化すること」のような形で、類似物件に関する情報を占用事業者と共有することが重要と考えている。
- ・ 国土交通省は全国での事故発生等のデータを保有しているため、国土交通省として、どのような場合に陥没事故が生じやすいか考え方を示した方が良いのではないかと考える。

際、「八潮市の事故は老朽化が原因である」のような情報が強調されてしまうと、それ以外の要因を見落としてしまう可能性があるため注意が必要。道庁管理者が類似物件を判断するために、国土交通省として具体的な参考事例を掲載したガイドラインを发出できると良い。

《論点② 占用物件に起因して生じた道路構造又は交通への支障の分析について》

- ・ 「適正化ガイドライン」における国土交通省道路局への報告対象となる事例として(1)～(3)が列挙されているが、報告対象に関する記載が抽象的に思われる。「手引き」の中では、どの程度の通行止めが「道路の構造又は交通への支障」と考えられるかが、具体的に提示できているとよい。(2)に「社会的反響」とも記載があるが、たとえば人的被害が生じた際には報告を求めることも考えられる。
- ・ 市街地の活性化促進のために、道路占用に対する規制緩和も進んでいる。「交通の支障」という抽象的な判断基準では、安全で市街地活性化にも寄与する道路占用に対しても、道路管理者が道路占用の緩和に及び腰となる可能性もある。その意味でも、判断基準の具体化が重要である。
- ・ ニュースになるような社会的影響の大きい事象の他、新たな知見が得られる場合にも報告してもらうことが望ましい。
- ・ 国土交通省に対する報告フォーマットが、オンラインで簡潔に実施できるようになると、現場への負担は少なくなる。重要な事象は幅広く国土交通省に報告を求め、報告を受けた国土交通省として内容の分析やフィードバックが必要となる。そうしたループが回せるよう、データが集まる仕組みを作っていくのが合理的である。
- ・ これまでの議論に賛同する。報告は多ければ多いほど分析・フィードバックに負担が掛かるが、その報告を活用する方向性が良いと考えている。社会的反響のあった事象の報告を求めると自体には同意するが、報告の要否の判断に、心理的なバイアスが生じないよう気をつける必要である。たとえば八潮市の陥没事故が、仮に人通りのないところで発生していたとしたら、社会的な注目度は低かったであろう。

《論点③ 地下占用物連絡会議等において報告された点検結果に対する対応》

- ・ 修繕等の措置が必要と診断された箇所において、措置が未了なのであれば、安全性に問題があることは認識せざるを得ない。予算が十分でないため、直ちに修繕措置を取れない等の事情があるとしても、本来何らかの対応をとる必要がある。仮に占用事業者の都合で修繕等の措置が行われていない場合、措置命令を发出することが考えられるが、それでも修繕されない場合には、代執行も選択肢になる。
- ・ 実務上、措置が必要と診断されたあと、その措置が行われるには時間がかかる場合があるため、その安全性担保は重要な視点である。占用事業者による危険度をランク付けさせる、あるいは、予算の問題もあるが、措置実施の計画を提出させ、それ

までの間の安全管理を徹底させるような対応が必要ではないか。代執行の必要性も感じている。

- ・ 措置実施までの間に安全性を保障するのは難しいが、その状況を住民に知らせることが重要である。道路管理者側でのＤＸが進んでいく一方、その情報を地域住民も活用できる形にした方がよい。
- ・ 代執行ができると良いと考えている。たとえば、保険のような形で将来の措置に対する資金をプールし、必要時に拠出する仕組みを構築することも選択肢である。
- ・ 橋梁の場合は、危険性の高い橋を通行止めにし、立て看板で利用者に告知し迂回してもらっている事例もある。利用者に対して危険性を知らせることや道路管理者が個別箇所の危険度をデータとして把握する取り組みを進めることが重要である。また、占用事業者が緊急対応すべき措置が、占用事業者自身で進められていない場合に、占用事業者が道路管理者に報告し、道路管理者が代執行をした上で、代執行に係る費用を追って占用事業者に請求する仕組みを作ることも考えられる。

3) 占用制度のあり方に関する専門部会の進め方

- ・ 過去に地下埋設物を設置した者が廃業した場合、道路管理者が認識していない地下埋設物が残置されてしまっている可能性がある。そのような場合に、どのように地下埋設物の情報を取得するのか、課題があるのではないか。
- ・ 古い用水路等の状態を適切に把握できてない事例も聞く。網羅的に状態を把握することは難しいかもしれないが、不明な物件の状況を新たに把握できた際に、速やかに必要な対応が実施できる体制を組むことが重要である。
- ・ 下水道だけでなく、無電柱化を含め、地下空間の有効活用は重要である。その中で、本専門部会の議論が、適切に占用物件の状態を把握できる占用制度を構築するための端緒となると感じている。
- ・ 地上の占用物件の維持管理は比較的容易であるが、地下埋設物の維持管理は困難な場合も多い。他方、道路の地下空間の有効活用は進めるべきなので、占用物件をより適切に維持管理することが重要となる。図面のデジタル化を含め、占用制度のあり方について検討を進めていただきたい。

以上